

婦人関係資料シリーズ

一般資料第60号

売春に関する年表



昭和20年～40年



労働省婦人少年局

は し が き

昭和31年5月24日に売春防止法が制定公布されてから、本年は10周年にあたります。ここに法制定10周年を記念して終戦直後から昭和40年までの売春に関する動きをとりまとめ、売春問題に関心をもたれる方々の御参考に供します。

昭和41年5月

労働省婦人少年局

昭和20年(1945年)

8月18日	警視庁保安課は、花柳界業者代表を召集、進駐軍に対する公設慰安施設について協議した。 内務省警保局長から各府県長官に対し、「進駐軍特殊慰安施設について」無電を発送。 この頃から各府県、古軍進駐に備えて、公用慰安婦募集並びに配置がえ等が行われた。これは後に一般婦女子の防波堤意識を云々する原因となった。
8月26日	花柳界業者代表により、株式会社R・A・A協会(特殊慰安施設協会)が結成され、29日警視庁はこれを認可した。第1回接客婦募集(戦後処遇の国家的緊急施設、新日本女性を求むの募集広告)に応募者殺到、1,360名が採用された。
8月27日	R・A・A協会最初の事業として、大森小間町開業、慰安を求める進駐軍兵士来訪。
9月22日	総司令部覚書第9項「日本政府は花柳病撲滅に努力すべし。本事業は既存の日本機関によりなされる。」が発せられた。 連合軍の進駐によりこの頃既に街娼婦が発生し、連合軍によりパンパンの名称が輸入された。
10月16日	総司令部、花柳病対策を指令。
11月1日	花柳病予防法特令公布。

昭和21年(1946年)

1月12日	内務省保安部長は、公娼制度廃止に関する件依命通達を発した。
1月15日	この頃キリスト教婦人矯風会、廓清会、国民純潔協会、日本キリスト教復興生活委員会の四団体は連名で、内務大臣に即時娼妓取締規則廃止と残存制度撤廃を請願した。東京都の貸座敷業者、自発的に公娼廃止を行う。
1月21日	総司令部は覚書「日本における公娼制度の廃止に関する件」を発した。
1月28日	東京ではじめて街娼の一斉取締が行われた。検挙者数18名。
2月2日	内務省警保局長は警視總監、府県長官にあて「公娼制度廃止に関する」通牒を発した。 娼妓取締規則及び関係法規は、同年2月20日までに一切廃止となる。
3月1日	遊廓は特殊喫茶として日本人に再開された。この頃から街娼婦の手先として浮浪児の客引き出現。(公娼街にオフリミット)
5月28日	内務省警保局長から警視總監、府県長官にあて「公娼制度の廃止に関する指導取締の件」の通牒が発せられた。

年表記載の事項について大方の御叱正を頂ければ幸いです。

8月	この月はじめて全国一斉に街娼の取締を行った。概数15,000名、東京部の検挙者数307名。
8月20日	内務省警保局公安第2課長から警視總監、府県長官にあて「公娼制度の廃止に関する指導取締について」の通牒を発した。
9月30日	警視庁は「闇の女」について協議。
11月14日	次官會議において私娼の取締並びに發生の防止及び保護対策を決定。 この頃一般婦女子に対する不当検束並に検診に抗議するために、有志婦人団体により「婦人を守る大会」が開かれ、「婦人を守る会」が誕生。
11月26日	厚生省社会局長から各都道府県長官に対し「婦人保護要綱」に関する通牒を発した。
12月2日	内務省警保局長から警視總監、府県長官にあて「最近の風俗取締対策について」通牒を発した。
12月12日	特殊婦人の保護厚生施設として、川崎白菊寮（厚生省委託）がはじめて開設された。この年よりパンパンガールは売春婦一般に通用され、オンリーワン、バタフライ、背カン、ジキパン等の新用語通用。

昭和22年(1947年)

1月6日	文部省社会教育局長から各都道府県長官に対し「純潔教育の実施について」の通牒が発せられた。
1月15日	勅令9号「婦人に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」公布。
3月	総司令部の推奨により婦人福祉中央連絡委員会が設置された。
4月18日	都内有志婦人団体は、売春取締問題並びに性病対策（山形県上ノ山温泉学童の性病集団発生についての実態調査）について協議。
5月3日	新憲法施行。 前年6月から現在までに、警視庁管下売淫容疑者検挙数は11,441名。
8月下旬	厚生省は、性病予防法案の作成に着手した。
10月10日	全国性病予防自治会（棲主互助会）発足。
10月11日	刑法改正により姦通罪廃止。
11月	終戦連絡事務局司法課は、「売淫行為等禁止法案」を作成。
12月11日	婦人福祉中央連絡委員会では、転落女性の実生福祉に関する具体策を発表するとともに、これについて、総司令部W・サムス大佐、衆議院議長、総理、大蔵、司法、文部、厚生、労働各大

臣に請願した。
この年、性病届出数は400,215名。

昭和23年(1948年)

2月23日	性病予防法案が作成された。
2月	エリザベス・サンダースホーム設置。（混血児を収容有成）
4月	厚生省の発表によれば全国芸者1,063名、酌婦16,187名、女給7,019名、ダンサー6,406名。
5月1日	軽犯罪法公布。
5月2日	警察犯処罰令廃止。この廃止により私娼の取締りができなくなった。
5月20日	厚生省発表によれば闇の女概数38,860名。
6月1日	東京都で行った浮浪者実態調査の結果によれば、総数2,384名うち女890名、このうち闇の女452名。
6月	法務府から売春等処罰法案を第2国会へ提出。
6月15日	行政執行法が廃止された。（売春容疑者の臨検、強制検診、強制治療等は廃止になる）
6月末	婦人厚生施設全国17ヶ所、収容人員960名となる。
7月5日	第2国会閉会の為同法案は審議未了。
7月10日	宮城県では「売淫取締に関する条令」公布した。
7月15日	性病予防法公布、9月1日から施行。
10月28日	婦人少年問題審議会から労働大臣に売春等処罰法案に対する建議書を提出。
11月1日	新潟県、「売春取締条例」施行。
11月3日	労働省は、各都道府県に「接客婦等の周旋行為の取締に関する件」についての通牒を発した。
11月12日	婦人少年問題審議会の建議により労働大臣から法務総裁へ売春等処罰法案に対する要望書が提出された。
11月13日	婦人少年問題審議会から、衆議院、参議院法務委員会宛に売春等処罰法案に対する要望書が提出された。

昭和24年(1949年)

1月18日	山形県の身売児童2,500名と判明。
1月	国立世論調査所では、「売春等処罰法案」に対する世論調査を実施。

3月3日	労働省は、各都道府県労働基準局に特飲店の接客婦に対する労働基準法の適用を厳にするよう通牒した。
3月5日	東京都は、「売春取締条例」について公聴会を開いた。
5月31日	東京都、「売春取締条例」制定。
8月20日	別府市、「街頭における売春取締条例」制定。
8月23日	群馬県、「売淫等取締条例」制定。
12月	この年、売淫容疑者検挙数 56,680 名（初犯 22,327 名、再犯以上 34,353 名）、売淫の仲介者 1,042 名、勅令 9 号違反 1,046 件、1,167 名、届出性病患者 386,990 名、この 72% が売春行為により感染、妊娠中絶 246,104 件と発表された。 国際連合総会の 32 対 2（棄権 15）で人身売買及び売春行為の搾取禁止のための条約を決議、1951 年 7 月発効。

昭和 25 年（1950 年）

4月9日	栃木県、「街頭その他における売春の取締に関する条例」公布。
6月27日	山梨県中野村、「売淫及び風紀取締条例」施行。
8月14日	広島県、「売淫等取締条例」制定。
9月10日	神奈川県大和市、「売淫等取締条例」制定。
9月11日	埼玉県朝霞町、「売淫等取締条例」公布。
10月25日	大宮市、「大宮市売淫等取締条例」制定。
10月	婦人少年局は年少労働者の不当雇用慣行についての調査報告書を発表。これによると従来は雇傭先の職種が主として富裕農家であつたが、最近では都会周辺の特殊喫茶店が多くなつた。
11月初旬	池上特飲街建設について、地元民、婦人団体、P・T・A による反対運動起る。
11月15日	池上特飲街建設問題について参議院公聴会を開く。（地元の請願による）
12月1日	大阪府、「街頭等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。
12月4日	横浜市、「風紀取締条例」制定。
12月8日	佐世保市、「風紀取締条例」制定。
12月15日	甲府市、「風俗保安条例」制定。
12月	この年、売春容疑者として検挙された数 52,094 名、検挙をのがれたもの推計 150,000 名、これに要した費用 30 億、性病届出患者数 218,299 名、妊娠中絶 489,111 件、検察庁受理の人身売買事件 973 件。

昭和 26 年（1951 年）

1月1日	香川県端岡村、「売春取締条例」公布。
1月19日	埼玉県、「売春取締条例」公布。（この県条例施行により、大宮、朝霞、大和の各条例は 27 年に入り廃止された） 東京都王子区で特飲街建設反対既成同盟が結成された。
1月25日	豊中市、「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。
2月6日	兵庫県芦屋町、「芦屋町風紀取締条例」制定。
2月14日	奈良市、「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。
2月18日	札幌市、「風紀取締条例」制定。
2月28日	兵庫県川西市、「街路等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。
3月20日	栃木県、「街頭その他における売春等の取締に関する条例」制定。
3月	厚生省の見解によると外人相手の売笑婦は 7 万—8 万。
4月1日	横須賀市、「風紀取締条例」施行。 同「旅客用軽車輻従業者取締条例」制定。
5月1日	婦人福祉全国会長会議において第 2 婦人寮の実現方要望を決議。（特殊婦人寮）
5月2日	神崎レポートによる「本木事件」調査報告会が開かれた。
5月28日	神戸市、「売淫取締条例」制定。 この月児童福祉法違反検挙数 644 件、昨年の 3 倍で殆んど人身売買。 厚生省調査の身売り児童数推定 5,000 名、身売り県の順位は、山形、福島、奈良、大阪、兵庫、神奈川で、受入県の順位は、神奈川、千葉、埼玉、福岡、東京、大阪となり、これらの受入先職業は特殊飲食店が大多数。
6月3日	岩国市、「売春等取締条例」制定。
6月21日	北海道千歳町、「千歳町風紀取締条例」制定。
6月28日	新潟県地方検察庁が東京新宿の特殊飲食店主小島清三を起訴。 この月上旬期の警視庁扱、家出娘の数は 758 名、このうち 89 名が転落、55 名が特飲店に売られていた。
7月1日	軽井沢町、「軽井沢売春取締条例」制定。
7月16日	小倉市、「小倉市風紀取締条例」制定。
8月18日	カニエ参議院議員、国会（11）で公娼制度復活について質問、これに対し吉田首相より「講和会議後も公娼復活の考えはない」主旨の答弁があつた。
8月	キリスト教婦人矯風会は勅令 9 号法制化に関する請願書を作成、

	キリスト教関係団体や婦人団体に呼かけ全国的に署名運動を展開。
8月31日	津久見市、「街頭における売春勧誘等の取締条例」制定。
9月4日	富士吉田市、「富士吉田市風俗保安条例」制定。
9月29日	西宮市、「売淫等取締条例」制定。
9月	衆議院行政監察特別委員会は、婦女及び年少者の人身売買事件をとりあげた。勅令9号施行以来この月までの違反検挙5,596件。
10月18日	岐阜市、「街路等における売春に関する諸行為取締条例」制定。
10月23日	福岡県和白村、「和白村風紀取締条例」制定。
10月26日	両館市、「風紀取締条例」制定。
10月27日	新潟地方検察庁において、都衛生局予防課長「売淫は公衆衛生上有害ではない。」と証言。
11月2日	都内80余婦人団体により「公娼復活反対協議会」が結成され、キリスト教婦人矯風会並にキリスト教全国協議会の3団体とともに、引続き勅令9号の法律化について運動を展開。
11月15日	青森県大沢町、「売淫及び風紀取締条例」制定。
11月23日	焼津市、「道路等における売春勧誘等取締条例」制定。
12月1日	小樽市、「道路等における売春勧誘等取締条例」制定。
12月8日	熊本市、「風紀取締条例」制定。 この年まで、全国医師、助産婦取扱混血児約15万。 法務府扱、人身売買ブローカー公判6,000名。 国警集計未成年者家出概数15,000名、奸婦中絶636,524件。

昭和27年(1952年)

1月10日	福岡県、「風紀取締条例」制定。
1月24日	米上院において日本にある進駐軍兵舎附近の売突が論議された。
2月12日	尼崎市、「尼崎市条例」制定。
2月14日	中央青少年問題協議会では、いわゆる人身売買対策を決定した。 次官会議において人身売買対策を決定。
2月29日	衆議院行政監察委員会は、人身売買事件について証人喚問を開始、新潟地検の原検事、赤線区域に関する証言を行った。
1月～2月	婦人福祉団体連合会主催、厚生省、文部省、都道府県、中央社会福祉協議会後援による「婦人福祉推進運動」が全国的に展開された。
3月4日	厚生次官は衆議院行政監察特別委員会において赤線区域の黙認はやむなし。」と証言。

3月13日	福岡県折尾町特殊飲食店従業員7名は、福岡婦人少年室に救済方を訴え出た。
3月25日	中央社会福祉協議会に婦人福祉研究委員会が設置され、4月1日第1回の会議が開かれた。
3月29日	勅令9号の法律化が衆議院において可決された。
4月1日	姫路市、「売淫等取締条例」制定。
4月21日	衆議院行政監察特別委員会は、「女子及び年少者の人身売買に関する報告書」を衆議院議長に提出し、強力な立法行政措置を要望。
5月6日	勅令9号が参議院を通過し国内法となる。(法律第137号「ポツダム宣言受諾に伴い発する法務府関係諸命令の措置に関する法律」)(参議院においては資料22のによる附帯条件がついた)
5月28日	労働大臣は婦人少年問題審議会に対し、売春問題の対策について諮問した。 この頃より駐留軍基地風紀問題について市民の関心が高まり、各雑誌は競ってこの問題を取りあげはじめた。また基地周辺の農家を宿とするパンパンが増加し、特に日曜日は風紀が最悪のために日曜授業を実施する小、中学校が現われた。(月曜ふりかえ)
5月31日	京都市、「風紀取締条例」制定。
6月4日	東京都内7婦人団体代表が、赤線区域の取締について警視庁当局に、また参議院の附帯条件とされた売春単独法の早期実現方を法務府に要望した。
6月13日	山梨県、「山梨県風俗保安条例」制定。
6月15日	広島の新特飲街建設に対し市民の反対運動が高まり、政界への陳情請願も活発となり問題化してきたため、参議院厚生委員会から赤松、川崎、大野の3代議士が実情調査に赴く。
6月	基地に於ける風紀問題が見逃しがたくなつたので、矯風会及びキリスト教青年会他22団体が協議して純潔問題中央委員会を結成し、勅令9号法律化の後の事態に対処するために連絡をとることとなつた。
7月23日	かねて米上院議員オハラ氏は、日本の米軍基地周辺の売春取締について国防長官に質問中であつたが、米陸軍当局は23日書面により回答した旨の入電があつた。
7月	赤線区域外にある都内のもぐり売春宿は約3,000軒と警視庁発表。
7月31日	国警防犯部長は、特殊カフェー業者取締について関係警察署長宛通牒を発した。
8月1日	鎌倉市、「鎌倉市美化条例」制定。

8月29日	佐賀県、「佐賀県風紀取締条例」制定。
9月1日	八戸市、「街娼取締条例」制定。
11月	婦人福祉連絡協議会から「婦人福祉対策要綱」が提出され、売春問題等に関する教育啓蒙、売春婦の保護対策及び取締の強化について政府に建言した。
11月26日	日米合同委員会風紀分科委員会が結成された。構成員—13名。日本側—外務、法務、文部、厚生、労働の各省から各1名、国警本部、地方自治庁各1名、米軍側—6名。
11月27日	市川市、「売春等取締条例」可決。
12月3日	売春処罰法制定促進委員会結成、これは純潔問題中央委員会が改名したものである。なお委員長久布白落実氏、副委員長神近市子、植村環の詞氏に決定。
12月27日	婦人少年問題審議会では売春問題の対策を労働大臣に答申した。

昭和28年(1953年)

3月3日	売春等処罰法案第15国会の参議院へ議員立法として提出。
3月14日	国会解散のため同法案は審議未了。
3月14 ～30日	国立世論調査所では、労働省婦人少年局の依頼により、全国40都市に於て「風紀に関する世論調査」を実施。
3月23日	売春処罰法制定促進委員会では総選挙に際し、立候補者中、1,500名に対し売春等処罰法制定についての賛否を問合せたところ150名から賛成の返事があつた。
5月27日	北海道千歳町では「特殊貸問業の営業に関する特別措置条例案」を作成。
6月16日	駐留軍施設周辺の風紀問題対策に関し、日米合同委員会において、1. 地方連絡協議会を設置、2. 売春性的犯罪の取締強化、3. 駐留軍による立入禁止の設置など両者の合意をみ、関係各省次官名により北海道他12都道府県に通達された。米軍側も総司令官から地方司令官宛通達した。
6月25日	同伴につき更に21府県に通達された。
7月8日	加古川市、売春等取締りのため「加古川市条例第13号」を公布。
7月8日	第16国会参議院法務委員会に売春対策小委員会を設置。郡祐一、加藤武徳、小野義夫、一松定吉、宮城タマヨ、楠見義男、赤松常子、棚橋小虎の8委員を決定。
7月8日	富士山麓米軍駐留軍当局は、米軍将兵軍属に対し、キャンプ周辺の特飲街立入りを無期限に禁止する旨司令官名で布告した。
7月26日	参議院予算委員会において、加藤シズエ、藤原道子議員の売春問題についての質問に対し、大養法務大臣は「売春に関するこ

7月	れまでの黙認主義は限界に來た。」と答弁。
7月	婦人少年局、国立世論調査所では「風紀に関する世論調査」の結果を発表。
8月4日	岡山市、「売春取締条例」公布。
8月6日	6、7月にわたり全国各地が大被害に遭遇、被害地における人身売買防止について中央青少年問題協議会会長より県協議会会長あて依頼。
8月～9月	婦人少年局は「売春防止特別活動」を全国的に展開。
9月1日	第1回関係官庁売春綜合対策懇談会が開催された。
9月8日	北海道千歳町、「風紀取締条例改正案」議決。(10月1日施行)
9月24日	守口市、「売春勧誘行為取締条例」公布。
9月	婦人少年局は、東京地方検察庁に送致された売春婦、並びにその相手方についての調査集計を行いその結果を発表。うち売春婦の転落動機は生活苦のもの91名で56.9%であつた。
9月	東京都地域婦人団体連盟が、映画倫理規定委員会、5大映画製作会社に対し、思春期映画の内容が青少年に悪影響を及ぼすことを指摘、猛省を要望。
10月1日	豊中市、「風紀取締条例」公布。
10月1日	八尾市、「風紀取締条例」公布。
10月3日	岐阜県、「売淫勧誘行為等取締条例」公布。
10月13日	静岡県、「風紀取締条例」公布。(施行昭和29年1月1日)
10月4日	大養法務大臣が、参議院法務委員会で「売春取締法案は、次期通常国会を目ざして提出するよう努力する。」と発言。
11月5日	東京都、「福生町風紀取締条例」公布。
11月8日	衆参婦人議員団結成。売春等処罰法の国会提出には超党派で協力することを決定。
11月11日	東北地方に冷害続出。人身売買事件防止につき、中央青少年問題協議会会長から各県青少年問題協議会会長宛依頼。
11月13日	婦人少年問題審議会婦人問題部会は、ひきつづき売春問題を審議する事に決定。
11月20日	労働省は冷害地帯における悪質な不当雇用慣行未然防止につき通達。
11月	戦後芸者のない宮崎県に、新たに株式会社芸能あつせん所設立許可申請があり、地元婦人団体などの反対運動が起る。
12月2日	衆議院本会議において、大養法相、小坂労相は売春問題対策協議会を作ることを発言。
12月17日	次官会議で、売春問題対策協議会(仮称)を諮問機関として内

12月18日	間に設置する事を決定。これにより、9月以來開催されている関係官庁売春総合対策懇談会は発展的解消することになった。
12月21日	同協議会設置について閣議了解。
12月	東京都、「砂川村風紀取締条例」公布。 売春禁止法制定促進委員会及び地方各婦人団体が、風紀取締条例制定のために活潑な活動をなす。

昭和29年(1954年)

1月26日	宮崎県の芸能あつせん所新設の問題は、地元婦人団体のほげしい反対にあい計画を中止。
2月6日	売春問題対策協議会第1回会合が開かれ、会長に山崎佐、副会長に村岡花子の両氏が決定。
2月8日	売春禁止法制定促進委員会主催、「売春禁止法制定期成全国婦人大会」が東京虎の門共済会館において開催さる。
2月15日	池田市、「風紀取締条例」公布。
2月16日	婦人少年問題審議会は、会長名をもつて売春問題対策協議会会長宛売春問題の対策に関する要望書を提出。
2月19日	青森県大沢町、「売淫風紀取締条例」一部改正。
2月	婦人少年局は、山形、鹿児島県で実施した「売春婦の親許調査」の結果を発表。 売春婦に転落する直前に失業していたものが47%であつた。又両親のあるもの55%、片親のみ生存しているもの33%、両親のないもの9%であつた。
3月13日	衆議院法務委員会で神近市子議員は「売春問題対策について質問、大蔵法務大臣から「昭和21年の次官会議決定を取消す方針に決定した。」旨の答弁があつた。
3月27日	日本キリスト教婦人矯風会は「純潔救国運動」を売春婦及び基地周辺の児童を対象として実施することに決定。
4月1日	川崎市、「風紀取締条例」公布。
5月7日	第9回売春問題対策協議会が行われ、前後9回にわたる協議の結果一応対策基本方針を決定、次段階として立法のための小委員会を作ることになった。
5月10日	売春等処罰法案、議員立法として第19国会の衆議院に提出。
5月13日	同法案、衆議院法務委員会に付託。
5月19日	堤ツルヨ議員、衆議院法務委員会において売春等処罰法案の提案理由を説明。
5月21日	売春問題対策協議会第1回小委員会を開催、法案作成のため審議を行う。

5月22, 24, 26, 27, 28, 31日	衆議院法務委員会、売春等処罰法案について審議。
5月～6月	婦人少年局、「売春防止特別活動」を全国的に展開。
6月1日	防府市、「風紀取締条例」公布。
6月2日	国会会期末のため、売春等処罰法案を継続審査として次期国会に持越すことに決定。
6月8日	全国性病予防自治会は第5回総会を開催、売春等処罰法案断乎反対を決議。
8月26, 28日	鹿児島県で土建業者が利権を獲得するため、女子高校生を含む23人の婦女子を提供、淫行を行わせた事件（通称松元事件）が発覚、地元新聞に掲載さる。
10月13日	労働省は各都道府県に娼妓屋営業に対する取扱について通牒を發した。
12月9日	第20臨時国会会期末にともない売春等処罰法案は廃案。
12月14日	売春等処罰法案が第21通常国会に再び提出された。提案者、法案内容はいずれも第19国会提出のものと同じ。

昭和30年(1955年)

1月24日	国会解散のため同法案は審議未了。
3月17日	婦人有権者大会（日本キリスト教婦人矯風会、日本キリスト教女子青年会、大学婦人協会、日本婦人平和協会、日本婦人有権者同盟主催）において、売春禁止法制定促進を決議。
4月19日	太田区少女売買事件が少女の逃亡により明るみになる。この事件に関連し娼妓の売春問題が論議されるようになった。
5月10日	29年8月に起つた松元事件を重視し、衆参婦人議員団は国会でとり上げることに決定。
5月13日	参議院本会議で藤原道子議員は松元事件について緊急質問を行つた。鳩山首相は「売春禁止法についてその必要をみとめる。」また花村法相は、「前内閣からの売春問題対策協議会を存置させ、その答申を期待している。」と答弁。
5月17日	「松元事件」を契機に地元鹿児島県の婦人団体は、「婦人団体連盟」を結成、売春禁止の活潑な動きを展開。
5月	警察庁は「昭和29年度中の人身売買検挙状況」を発表。事件の88.4%（7,085名）が売春に関係した人身売買であつた。
5月～7月	警察の売春、人身売買事件の検挙が活発化し、連日のように新聞、ラジオに報じられたため、売春禁止法を要望する世論が沸騰。

6月4日 参議院藤原道子、市川房枝両議員は松元事件の現地調査を行う。

6月9日 神近市子議員は衆議院法務委員会で売春対策について質問。花村法相は「売春問題対策協議会で結論を出し次第、政府において法案を作成国会に提出する。然し売春問題は法律だけでは解決されず社会的措置が必要」と答弁。

6月10日 売春等処罰法案が議員立法として第22国会の衆議院法務委員会に提出された。

6月10日 売春禁止法制定促進委員会は、「売春禁止法制定促進関東大会」を朝日新聞社講堂で開催、猛運動を展開することに決定。

6月10日 婦人少年局は「売春防止特別活動」を全国的に展開。

7月10日

6月15日 売春等処罰法案が衆議院法務委員会に付託された。

6月16日 売春等処罰法案が参議院法務委員会に付託された。

6月16日 東京吉原特飲街の従業婦が多議院藤原議員に救済方を訴え出た。

6月 説売新聞社は、売春問題の根本的解決策について紙上討論を行う。

6月16日 売春問題対策協議会幹事会開催。

6月23日 神近市子議員が衆議院法務委員会において、売春等処罰法案の提案理由を説明。

6月24日 衆議院法務委員は吉原及び山谷ドヤ街を視察。

6月25、29日 衆議院法務委員会は売春等処罰法案について審議。

6月27日 売春問題対策協議会小委員会開催。

7月7日 衆議院法務委員会では、従業婦、業者、学者、評論家、社会事業家など9名の参考人を招き実情聴取を行った。

7月8日 婦人少年局は、「戦後新たに発生した集娼地域の売春の実情について」発表。

7月13日 同法案について、衆議院法務委員会、社会労働委員会連合審査会が開催された。

7月6、9、11、12、14、16日 参議院法務委員会は同法案について審議。

7月19日 参議院法務委員会では、学者、評論家、社会事業家、業者など8名の参考人を招いて実情聴取を行う。

7月19日 衆議院法務委員会における同法案の採決が行われ、19票対11票で否決された。なお、反対側であつた民主党から「売春等に関する決議」が附帯条件として提出され、自由党が同調して可決。

7月19日 同法案制定促進のため、連日、猛運動を行つて来た売春禁止法制定促進委員会は、右否決を不服として即刻声明書を発表。

7月21日 右否決を衆議院本会議に上程、191賛成票、反対142票で承認された。

7月6、21日 売春問題対策協議会は小委員会を開催、法案作成のため審議を行う。

7月25日 参議院本会議において加藤シズエ議員が売春取締りに関する緊急質問を行つた。花村法相は、「売春問題対策協議会の正式な答申をまつて、次期国会に提出するよう万全の努力を傾けたい」と答弁。

8月9日 売春問題対策協議会は、第11回総会において答申の最終案を決定。

8月12日 熊本県水俣市特飲店「丸吉」の従業婦4名は、樓主の束縛と搾取にたえかねて去る1日脱出、その後、地元の婦人団体や労組の激励をえて同市簡易裁判所に「契約無効確認」の調停を申立ててきたが、12日、「業者は従業婦の自由意志を尊重し、将来においても自由を束縛しない」旨の調停が成立した。これにより前借金を事実上無効となつて、はれて自由の4人は新しい職場で再生を誓うことになつた。なお、この調停は、従来の判例を破る劃期的なものとして注目されている。

9月2日 売春問題対策協議会では、売春問題の対策を政府に答申した。

9月21日 今春以来、各県婦人少年室に売春婦の更生について相談するものが激増。このため、婦人少年局では「売春婦の前借金取扱いについて」指示した。

昭和30年(1955年)

10月6日 政府は「売春問題対策協議会」(28年12月設置)が任務を終えたので、廃止することを決定。

10月7日 最高裁判所は「未成年者の人身売買のような公序良俗に反する契約の前借金は無効である」の判決を言い渡した。これは、愛媛県の少女(16才)が売春婦としての生活に耐えかねて逃げ帰つたため、原主から4万円を返せと訴えられていたものであつて、この新判例が、売春婦の更生を容易にさせるものとして反響をよんだ。

10月18日 全国花街連盟、全国芸妓同盟会、全国料理業組合同盟会、東京料亭組合連合会は、連名で、「18才未満の者の芸妓就業についての陳情書」を労働大臣に提出。芸妓が、女子年少労働基準規則第8条第14号、第45号の除外例として取扱われるよう陳情した。

10月28日	政府は、売春防止立法化準備のため、内閣に「売春問題連絡協議会」を設置することを決定。委員は、関係各省の局長級で構成する。
12月1日	東京地検内に「更生相談室」が設置され、転落女性に更生の足がかりを与えることになった。

昭和31年(1956年)

1月12日	都内の赤線地域的女子従業婦が「東京都女子従業員組合」を結成。
1月27日	政府は「総理府設置法の一部を改正する法律」(案売春対策審議会の設置)を国会に提出。同法案は内閣委員会に付託された。
2月	特飲業者の集団廃業の傾向が現われはじめた。(東京都=調布特飲街、愛知県=名楽園、福岡県=八幡市新町特飲街)。
3月5日	「総理府設置法の1部を改正する法律案」国会を通過。
3月7日	右法律公布により、内閣に「売春対策審議会」が設置された。
3月7日	売春禁止法制定促進委員会では、売春婦の更生資金とするため、所属の32婦人団体を通じ「国民募金」を行ってきたが、さらに一般の協力を求めるため、都内盛り場で街頭募金を行った。
3月14日	「第1回売春対策審議会」開催。会長に菅原通済、副会長に田辺繁子の両氏が決定。なお、売春問題連絡協議会より「売いん防止法(仮称)要綱案」並びに「売春防止法(仮称)の施行に伴う行政措置要綱案」を提出。
3月16日	東京都女子従業員組合連合会加盟の赤線地域従業婦たちが、都内盛り場で「売春防止立法化反対」のビラを配布、一片の法律で生活を破壊されてはたまらないと都民に訴える。
3月20日	「売春問題連絡協議会」(30年10月設置)廃止について開議決定。
3月24日	日本社会党は「売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律案」を国会に提出。
3月26日	全国赤線地域従業婦が「全国接客女子従業員組合連盟」を結成。法律制定反対運動を行うことを決定し、関係官庁に陳情を行った。
4月4日	日本社会党は「売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。
4月6日	全国性病予防自治会は「総けつ起大会」を開催し、ただちに法律制定反対の全国運動をおし進めることを決議。
4月9日	売春対策審議会は、売春等の防止及び処分に關し、すみやかに

4月24日	立法措置を講ずる必要がある旨の第1回答申を行う。 日本社会党が提出した前出2法案は衆議院法務委員会に付託された。
4月	全国性病予防自治会では、売春防止立法化阻止の方策として、全国赤線地域の業者、従業婦等10万名の自由民主党への集団入党を計画。これは、一般から強い批判をうけ、自由民主党も拒絶の態度をとつたので、集団入党は阻止された。
5月2日	政府は「売春防止法案」を国会に提出。
5月7日	同法案は法務委員会に付託された。
5月9日	衆議院法務委員会は同法案について審議、可決。
12日	
5月15日	同法案、衆議院通過。
5月15、17、18日	参議院法務委員会では同法案について審議、可決。
5月18日	売春禁止法制定促進委員会は「売春禁止法制定貫徹全国大会」を開催。法が速やかに成立するようにとの決議ののち、参議院議長に陳情を行った。
5月21日	「売春防止法案」が参議院を通過成立。なお、同法を完全なものとするため、保安処分並びに売春行為自体の取締等につき、こんごも検討を要するとの附帯決議がなされた。
5月24日	「売春防止法」が公布された。
6月1日	婦人少年局では、従来から各県婦人少年室及び婦人少年室協助力員を通じて、売春関係婦女に対する相談業務を行い、転落防止、保護更生をはかつて来たが、新たに各室に専門の相談員(婦人少年室婦人問題相談員)を配置、また協助力員500名を増員して、この業務を強化することになった。
6月	映画「太陽の季節」、「処刑の部屋」、「逆光線」等は、性の問題を興味本位に扱い、未成年者に悪影響を及ぼすとの非難が全国各地におこり、婦人団体では、映画製作者と興行組合の反省を要望した。
7月12日	厚生、労働両事務次官から「婦人の転落防止及び保護更生対策の強化についての」通達が出された。
9月7日	売春対策審議会は、第2回答申として、「売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について」を内閣総理大臣に提出。
9月15日	婦人少年局は、「売春防止特別活動」を全国的に展開。
10月15日	
10月1日	「売春防止法」の施行に先きだち、厚生省では、さしあたり8

	大府県（東京、神奈川、愛知、大阪、京都、兵庫、北海道、福岡）に婦人相談所を設置し、さらに全国に468名の婦人相談員を置いて、売春婦の保護更生にあたることになった。
10月4日	全国性病予防自治会常任理事会開催。売春対策審議会第2回答申をめぐって、業者の転廃業対策を協議、生活確保のための闘争方針を決定した。
10月15日	売春対策国民協議会主催による「売春防止法完全実施要求国民大会」が東京YWCA講堂で開催された。この売春対策国民協議会は、法律の成立に関して活動が続けてきた「売春禁止法制定促進委員会」が発展的解消を行い新しく発足したものである。
10月17日	全国性病予防自治会代表は自由民主党有志議員と懇談。業界の実情と転廃業の問題について陳情並びに要望を行った。
10月16日 18日	西独のフランクフルトで開かれた「売春防止に関する世界会議」（主催＝国際娼婦協会）に、法務省刑事局総務課長長戸寛美氏が出席。
11月	北海道に冷害、凶漁による「人身売買」が続出。道では、「いわゆる人身売買対策要綱」を策定、道連絡協議会を設置して救済対策を積極的にすすめることになった。
12月17日	次官等会議において「売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について」の中合せが行われた。
12月17日	売春対策審議会は、昭和32年度売春関係各省予算要求額が不十分であり、所期の目的達成は困難であるとの意見書を提出した。
12月27日	「売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について」の次官等会議申合せにつき、関係各省庁次官等連名通達を知事あて発送。

昭和32年（1957年）

1月～3月	東京都渋谷区千駄ヶ谷鳩森小学校周辺に、昨年来いかがわしい温泉旅館が増加。同校PTAでは、生徒に悪影響を及ぼしていることを問題としてとりあげ、環境浄化対策委員会を設置、関係機関への働きかけ、関係官庁への陳情を行う一方、講演会、懇談会、ピラ戦術などによる反対の猛運動を行った。
2月7日 ～8日	全国性病予防自治会は「全国業者大会」を開催、政府並びに国会に「業者の取扱い」に関する陳情を行った。
3月8日	厚生省は、鳩森小学校等、類似の問題がおきていることにかんがみ、学校環境の良化に関し、東京都知事あて事務次官より通知。
3月26日	売春対策国民協議会は、「売春対策国民会議」を衆議院第一議

3月26日	員会館で開催。売春防止法の完全実施を促進する旨の決議を行ったのち、国会、関係官庁への陳情並びに、衆参法務、社会各委員と懇談を行った。
4月1日	悪質な芸妓置屋が、法務省人権擁護局から「前借金は無効、芸妓の荷物は返還せよ」という、“有体動産引渡し”の仮処分をうけ注目された。
4月1日	第24通常国会において制定された「売春防止法」中、総則及び保護更生関係規定が発効。なお「婦人相談所等に関する政令」が同日、公布、施行された。
4月5日	鳩森小学校周辺が「文教地区」に指定された。
4月9日	旅館等の健全化をはかるためには風俗的見地からも規制を加える必要が生じてきたので、政府では「旅館業法の一部を改正する法律案」を参議院に提出。
4月23日	「売春防止法第3章保護更生関係施行に関する件」が、厚生事務次官より各都道府県知事あて通達された。
5月6日	同法案について、全国地域婦人団体連絡協議会、日本看護協会、日本キリスト教婦人矯風会、日本婦人平和協会、日本婦人有権者同盟の5婦人団体が参議院社会労働委員会委員に、同法の成立を期待する旨の要望書を送付。
5月7日 11日	春売対策審議会は、政府内に転業対策機関を設けるよう意見書第2号を提出。
5月10日	内閣官房審議室では、売春防止法及び売春に対する国民の基本的態度を調査し施策の参考とするため「売春問題に関する世論調査」を実施。
5月17日	自民党政調会は、売春防止法施行に関連して生ずる諸問題処理するための指導機関として「風紀衛生対策特別委員会」を設置。
5月17日	「旅館業法の一部を改正する法律案」国会通過。
6月21日	売春業者の転廃業のための窓口を厚生省内におくことに閣議で決定。
7月9日	「全国性病予防自治会県連会長会議」が新吉原組合事務所で開催され、売春業者の生活を確保するための運動を活発に展開することを申し合わせた。
7月24日	厚生省はさきの閣議決定に従い、売春業者の転廃業のための窓口について検討の結果、「売春対策推進委員設置要綱」を決定、松原一彦氏（元法務政務次官）など5名の委員を委嘱した。
7月24日	社会党、「風俗営業、転廃業対策特別委員会」を婦人部のきもいりで設置。
7月24日	自民党風紀衛生対策委員会は、売春防止法の実施期日の延期と

7月24日	法の再検討を、同党三役に申入れた。
8月6日	全国性病予防自治会は、「既得権擁護大会」を開催。 婦人団体代表と、厚生省売春対策推進委員が懇談。売春対策推進委員制度の強化、婦人保護施設の義務設置、売春防止法第3章関係の国庫負担率引上げ、保安処分制度の推進について、その実現につとめることを中合せるとともに、政府、自民党にも要望。
8月7日	売春対策審議会は、売春防止法の完全実施について、意見具申第3号を提出。
8月15日	次官等会議において、馬場法務次官は、売春婦の保安処分関係法案を来る臨時国会に提出すると発表。
8月12日	売春対策国民協議会は、「売春防止法完全実施要求全国協議会」を開催。売春防止法の完全実施を要求する大会決議文を総理、法務、厚生、の各大臣に提出した。
8月20日	法務省は、売春婦の輔導処分法案、婦人輔導院法案についての2原案を売春対策審議会保安処分対策分科会に提出。
8月23日	政府は、閣議において売春防止法の既定方針通り実施を再確認。同法の完全実施の周知徹底、各府県の売春防止対策本部の設置促進を決定した。
8月26日	厚生省では、各都道府県の売春対策関係課長と婦人相談所長を集め、各府県に「売春対策本部」「売春対策推進委員」を早急に設けるよう指示した。
8月30日	政府は、売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について閣議決定を行った。
9月3日	「売春防止法の全面施行にそなえての関係業者の転業資金の融資について」が、大蔵省銀行局長から国民金融公庫総裁及び中小企業金融公庫総裁にあて通達された。
9月15日	「売春防止法の全面施行にそなえての行政措置の強化について」の閣議決定につき、関係各省庁次官等連名により各都道府県知事あて通達された。
9月14日	労働省婦人少年局長から厚生省社会局長あて「婦女の就業を助成するための資金貸付制度の設定について」要望。
9月18日	売春対策審議会は、売春防止法の全面施行にそなえての必要措置として、従業婦の保護更生対策並びに保安処分対策、業者の転業対策についての意見具申第4号を提出。
9月20日	厚生省社会局長から、各都道府県知事あて、売春対策本部及び売春対策推進委員の設置についての具体的な指示を行う通達が出された。
9月24日	自民党婦人局は、同党六役に対し、風紀衛生対策特別委員会の

9月	解散を文書で申入れた。
10月9日	売春業者が全国的な陳情戦術を展開。 全国性病予防自治会代表が厚生省を訪問、政府の方針に従い来年3月末日までに自主的転業をなすことを申入れた。なお同会のうち、東海連盟では年内に転業、解散し、従業婦についても全員解雇、前借金を棒引とすることを声明した。
10月14日	全国性病予防自治会幹部の贈賄容疑逮捕など、最近表面化した売春汚職に関し、衆議院法務委員会で社会党議員等から徹底的究明が要望された。なお、同委員会委員長は、検事総長に厳重捜査を申入れた。
10月16日	売春対策審議会は、売春防止法の全面施行についての必要措置として「性病対策」についての意見具申第5号を提出。
10月18日	法務省において「全国風紀係検事会同会議」を開催。現行法を最大限に活用、悪質再犯の取締強化をする方針をたてた。
10月23日	売春対策国民協議会は、売春汚職の徹底的糾明の要望書を関係庁等に提出。
10月31日	国会婦人議員有志が花井検事総長を訪問。売春汚職の徹底的追及を申入れた。
11月15日	売春対策国民協議会では、売春業者、周辺商人などの反対運動を予測し、一般大衆、従業婦の啓蒙をこめ街頭デモンストレーション並びに「売春防止法完全実施売春汚職追求国民大会」を開催。
11月16日	婦人少年局は「売春防止啓蒙活動」を全国的に展開。
12月15日	
11月25日	東京産経会館で開かれた「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国連第2回アジア会議」において売春、人身売買などの防止対策等が研究討議された。
12月	
12月6日	「売春関係業者の転業の指導について」が、総理府副長官、警察庁次長、厚生、労働各事務次官連名により各都道府県知事あて通達された。
12月21日	「要保護女子に対する性病治療特別対策について」が、厚生事務次官より各都道府県知事、政令市長にあて通達された。
12月31日	東海地区売春業者廃業。

昭和33年(1958年)

1月10日	売春対策審議会は、売春対策に関する関係各省庁の昭和33年度予算査定額について意見具申第6号を提出。
1月10日	売春対策国民協議会代表は、岸総理を訪問。33年度売春対策予

算の少いことについて陳情、復活を強く要望した。このほか有権者同盟、婦人団体国会活動連絡委員会等も、それぞれ関係各省、自民党等に要望書を提出した。

1月14日 厚生省社会局長主催の「婦人保護対策予算獲得懇談会」が開かれ33年度保護更生関係の大幅予算削減について懇談。代表が自民党本部を訪問して同党三役に対処方を要望。党三役「いづれも協力を約束した。」

1月18日 売春対策国民協議会は「売春防止法予算獲得緊急全国大会」を開催。予算の復活を要求する決議文を岸総理、大蔵省、自民党本部に提出した。

1月末日 婦人相談所が全国に開設された。

2月5日 要保護女子に対する被服等支給の要領が、厚生次官から各都道府県知事へあて通達された。

2月13日 政府は「売春防止法の一部を改正する法律案」及び「婦人補導院法案」を衆議院に提出。

2月28日 都内全赤線業者の廃業終了。

3月6日 「売春防止法の一部を改正する法律案」及び「婦人補導院法案」は原案どおり衆議院法務委員会、並びに衆議院本会議を通過。附帯決議として裁判所調査官制度の調査、検討を要望した。

3月6日 政府は売春防止法の完全実施を機会に「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」の批准について国会の承認を求める案件を提出。

3月14日 「売春対策審議会委員の任期が満了となり、新委員24名が任命された。その大半は再任である。

3月17日 「売春防止法の一部を改正する法律案」「婦人補導院法案」が参議院法務委員会を通過。衆議院法務委員会と同様附帯決議がなされた。

3月19日 「売春防止法の一部を改正する法律」「婦人補導院法」が参議院本会議を通過成立。

3月25日 同上の2法律が公布された。

3月31日 全国売春業者廃業。

3月31日 「旅館業法の一部を改正する法律」が公布された。

4月1日 売春防止法中、刑事処分規定が発効となり、同法が全面施行された。なお婦人補導院法も同日施行された。

4月1日 売春対策国民協議会は「売春防止法施行記念大会」を開催。

4月1日 法務省では、「婦人補導院処遇規則」並びに保護具の製式を定めた。

4月11日 国会で「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条

約」の批准が承認された。

4月25日 「法務省設置法の一部を改正する法律」が参議院本会議を通過成立。

5月1日 日本政府は、「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」加入書を国際連合事務総長に寄託。

5月15日 「法務省設置法の一部を改正する法律」が公布施行された。

5月15日 「法務省設置法の一部を改正する法律及び婦人補導院法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」が公布施行された。

5月15日 法務省は、婦人補導院組織規程を定めた。

7月29日 売春対策国民協議会では、売春対策推進委員菅原通済氏を囲み、売春防止法施行後の諸問題について懇談会を開催。単純売春を処罰の対象とするよう法を改正すること、深夜喫茶禁止を強く要望することを決議した。

7月30日 「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」が寄託後90日を経過し条約としての効力を発生した。

8月1日 深夜喫茶取締りについての立法を閣議で決定。

8月11日 衆参婦人議員懇談会では、深夜喫茶対策について婦人議員立法として次期臨時国会に提出することを決めた。

8月15日 政府は閣議で、次期臨時国会に「風俗営業取締法の改正案」を提出することに決定。

8月22日 売春対策推進委員会では、関係当局、婦人議員ならびに婦人団体との懇談会を開催。

8月22日 第4回日本母親大会では、全国分科会の第3分科会「社会環境のもんだい」の部で売春問題を取りあげ、売春防止法施行後の問題、要保護婦人の更生の問題について討議した。

9月15日 厚生省社会局長から法務省刑事局長へ「婦人保護施策協力方依頼について」の通達が出された。

9月26日 売春対策審議会では、「売春防止法施行以後の状況」について審議。

10月12日 衆参婦人議員懇談会では、売春関係予算について関係各省から説明を聴取。

12月12日 売春対策審議会では、売春防止法施行後の状況と対策について審議。「売春防止の達成及び売春対策審議会の強化について」を内閣総理大臣に意見具申（7号）した。

12月26日 売春対策国民協議会では、衆参婦人議員懇談会とともに、「売春対策関係予算確保の懇談会」を開き、大蔵大臣、自由民主党に予算増額の中入れを行つた。

12月 婦人少年局は「売春防止特別活動」を全国的に展開。

昭和34年(1959年)

1月16日	売春対策審議会総会開催。同審議会内に第一小委員会(座長松原一彦氏)第二小委員長(座長久保田万太郎氏)を設け、第一小委員会では、法側面(1)いわゆるひもつき売春婦対策(2)単純売春婦対策等、第二小委員会では、運用面(1)職業指導等売春婦の更生保護対策(2)悪質精薄売春婦対策等をそれぞれ検討することに決めた。
2月6日	売春対策国民協議会の主催により、売春防止法全面実施後の保護更生や取締りの実態を話し合う「売春対策の盲点をつく会」が開かれ、単純売春、精薄売春婦、保護施設、世論等の諸問題について討議した。
2月10日	国会で審議中の「風俗営業取締法の一部を改正する法律」が国会で可決公布された。 これは、喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を暗くして営むもの、及び他から見とすることが困難な狭い客席を設けて営むものを、新たに風俗営業に含ませることとし、客席を設けて客に飲食させる営業でその深夜における業態が善良の風俗を害すると認められるものについて、都道府県公安委員会が必要な処分をすることができるようにする等、これらの営業に関し善良の風俗保持のための規制を加えることができるようにする必要がある、という理由から一部改正されたものである。
4月1日	「風俗営業等取締法」施行。
4月1日	「昭和34年度婦人保護対策について」が厚生省社会局長から各都道府県知事あて通達された。
5月9日	衆議院法務委員会で、神近市子議員は売春防止法改正の問題につき質問、柏村警察庁長官は、現状のところ改正案を考えていない旨答弁した。
7月7日	売春対策審議会では、「売春防止法に関する諸問題について」懇談会を開催。
7月10日	売春対策国民協議会主催による「関東及び近県婦人相談員との懇談会」が衆議院議員会館で開かれ、売春防止法改正、売春関係予算増額、もぐり売春絶滅、婦人相談員の身分保証の諸問題をめぐって活発な意見交換がなされた。
8月21日	法務省は、新設の東京補導院長に前和歌山刑務所長の三田庸子氏を任命した。 なお、大阪婦人補導院長には賀来俊子氏、福岡婦人補導院長には、福岡矯正管区長荒垣正修氏がすでに任命されている。
8月21日	東京で行われた第5回日本母親大会では、はじめて売春問題の

～24日

9月8日
10日

9月21日
22日

10月8日

10月24日

11月11日
13日

12月1日

12月7日

12月15日
～1月

分科会を特設して、活発な討議を行つた。

全国民生委員代表者研究協議会(主催厚生省、全国社会福祉協議会)等が岐阜市で開かれ特に第3分科会では、売春防止の問題をとりあげ、日頃同問題と取り組んでいる代表等による検討が行われた。

全国社会福祉協議会、神奈川県共催の「全国更生事業関係者会議」が神奈川県箱根で開かれ、第5部会では、婦人保護施設の問題がとりあげられた。

東京都議会において「婦人更生資金貸付条例一部改正案」が可決された。これにより、売春防止法第34条第2項に規定する要保護女子が結婚する場合にも支度資金として1万5千円以内(据置6カ月償還2カ年以内利率年3分)が、また事業を継続するために必要な資金についても、事業継続資金として3万円以内(据置6カ月償還2年以内利率年3分)が、貸付されるようになった。

売春対策審議会は、かねて、全国芸妓屋同盟会より、芸妓の登録制についての要望をうけていたが、この問題の取扱いについて審議会の正式決定をみるに至らず、同審議会々長菅原通済、同委員松原一彦、久保田万太郎三氏の名をもつて芸妓登録制についての要望書を非公式文書として国家公安委員長石原幹太郎氏あて提出した。

全国社会福祉協議会、厚生省、東京都、東京都社会福祉協議会共催による全国社会福祉大会が開催された。その第二部会では、要保護女子の保護対策ならびに転落防止活動について討議した。

厚生省は、婦人更生資金制度要綱の生業資金(5万円)の貸付限度に「自立更生の実効を挙げるため、真に必要なと認められる場合は10万円まで貸付けることができる」を加え、12月1日から適用することになった。

売春対策国民協議会では、売春対策審議会議長菅原通済氏等の「芸妓の登録制についての要望」を重要視し、「この方法のプラスの面を一がい否認するものではないが、現状においては、種々の問題もあると思われるので慎重に対処されるよう」との要望書を各都道府県警察本部に送付した。

労働省婦人少年局では、「売春防止特別活動」を全国的に展開。

昭和35年(1960年)

1月27日

全国地域婦人団体連絡協議会では、各都道府県地婦連会100人が、売春、青少年問題、社会教育の官庁、団体婦人職員等関係者を交え「緊急婦人及び青少年問題懇談会」を開催、こ

のなかで売春防止対策について意見を交換した。

2月10日 売春対策国民協議会では、新規学卒時期に際し、悪質周旋人から若い娘達を守るため正しい労働慣行をつくるよう、労働省、内閣雇用審議会、経済企画庁に「雇用関係の正常化についての要望書」を提出した。

2月11日 売春対策国民協議会では「売春防止法施行2周年にそなえ、報道関係の方々に資料を提供する会」を開催、報道機関各社、関係官庁係官等50人が、売春問題の現状、法改正等について意見を交換した。

2月29日 売春対策審議会総会開催、売春対策に関する諸問題を討議、麻薬対策について今後重点的に検討することを申し合わせた。

4月1日 全国社会福祉協議会に婦人保護委員会を設置。

5月5日 日本基督教婦人矯風会は、売春防止法違反取締りの強化、保護更生施策の強化、一般に対する啓蒙等について都道府県売春防止対策本部および売春対策審議会委員あて要望書を提出した。

5月23日 売春対策国民協議会では、行きなやむ現状を打破するためにどうすればよいかを考え、法の徹底をスローガンに「売春防止法制定4周年記念集会」を開催した。

6月14日 全社協婦人保護委員会は、昭和36年度政府予算の編成にあたり、売春対策関係予算の確保について厚生省、法務省、労働省あて要望書を提出した。

6月21日 全国婦人保護施設連合会では、売春防止法の効率ある実施について東京都議会あて請願書を提出した。

7月5日 全国婦人民生委員児童委員代表者研究会議では特別分科会として売春問題を専門に検討する会合がもたれた。

7月19日 売春対策国民協議会は、国会の首班指名の直後、総理大臣あて要望書を提出、①売春対策審議会委員の委嘱について ②売春対策予算の大幅計上について ③関係の給養について ④基地売春を含めた売春問題を解決するために安保体制を打破することについての3点について要望した。

7月28日 日本基督教婦人矯風会、日本婦人有権者同盟、日本婦人平和協会、東京YWCA、東京都地域婦人団体連盟、日本看護協会の6婦人団体代表は、首相と会見、売春対策の強化と関係予算の増額を要望した。

8月22日 京都婦人団体連絡協議会、売春防止対策大阪委員会、兵庫売春対策協議会の3団体を中心となり、近畿売春対策連絡協議会を結成した。

9月2日 厚生省売春対策推進委員田辺繁子、全社協婦人保護委員会副会長福田勝阿氏のよびかけで、中山厚生大臣を囲む売春問題懇談会が開催された。出席者は衆参婦人議員（神近、戸川、山口、

高田、市川氏)、売春対策推進委員(菅原、松原氏)、全国婦人保護施設連合会(瀬川氏)、全社協婦人保護委員会(里吉氏)、日本婦人有権者同盟(藤田氏)、主婦連合会(三宅氏)、売春対策国民協議会(三宅氏)である。

9月8日 売春対策審議会総会開催、今後の売春対策について検討した。

9月27日
～30日 第21回国際売娼会議がイギリス・ケンブリッジで開かれ、日本からは法務省竹内刑事局長が参加した。

10月1日 全国社会福祉協議会では、関係各界代表者と研究協議の結果、「売春防止法改正要綱」を作成、総理大臣および法務大臣あて法改正について要望するとともに、厚生大臣、労働大臣、警察庁長官、検察庁長官あて関係条項、法令の改正について要望した。

10月21日 売春対策審議会新委員が決定(民間委員は10月1日決定)総会を開催した。

11月8日
～10日 厚生省、全国社会福祉協議会では、全国社会福祉大会を開催、本年度はとくに婦人保護事業に関する部会が設けられた。

11月9日 全国婦人相談員連絡協議会(会長西村好江氏)が発足した。

12月5日 売春対策国民協議会では、東京オリンピック開催までに売春を一掃するよう総理大臣ならびに自民党幹事長に要望書を提出した。

12月20日
～1月31日 労働省婦人少年局では「売春防止特別活動」を全国的に実施した。

12月21日 売春対策国民協議会は、36年度売春対策関係予算の獲得について、総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣に面接、要望書を提出した。

昭和36年(1961年)

2月17日 売春対策国民協議会は「報道関係の方々に資料を提供する会」を開催した。

2月22日 売春対策審議会総会開催、新委員の紹介と、売春対策の諸問題についての審議がなされた。

4月 労働省婦人少年局では「風紀に関する意識調査」を全国的に実施した。

4月13日 社会純潔化協会は、売春防止法公布5周年を記念して、都内の婦人相談員、民間婦人保護団体代表など約100人を招待、集会を開いた。席上①売春対策機関の統一的運営 ②雑誌記事のしゆく正 ③コールガール対策 ④観光地の浄化 ⑤水商売の実態調査 ⑥芸者の解放 ⑦情婦者の保護についての7項目について総理大臣あて請願書提出を決議した。

5月	売春防止法制定5周年を機とし、総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁、全国社会福祉協議会、売春対策国民協議会の主催により、「売春をなくす運動」を全国的に展開し、各地で講演会、懇談会、巡回相談などの行事が催された。
5月16日	売春対策審議会総会が開催された。
5月29日	全国地域婦人団体連絡協議会総会では、要望事項のひとつとして「単純売春の処罰をふくむ売春防止法の改正」を決定した。
6月7日	第38回通常国会で、参議院の赤松常子、奥むめお、市川房枝3氏が発議者となり、売春防止法の一部を改正する法律案を提出、法務委員会に附記され、継続審議となった。
9月22日	売春対策審議会総会が開催され、売春問題の近況、麻薬問題について審議した。
10月24日	全国婦人相談員連絡協議会第2次年次総会が開かれ、全国約150人の相談員が参加、運動方法として① 売春防止法一部改正の促進 ② 婦人保護事業予算の獲得 ③ 売春への転落防止活動の推進 ④ 婦人相談の窓口拡張 ⑤ 婦人相談員の身分確立と保障の5項目が決定され、売春対策に一層努力する旨の決議が採択された。
10月31日	売春対策国民協議会は、第39回臨時国会の最終日売春防止法改正案（第38回通常国会提出）が廃案になることなく、次期国会に「継続審議」されるよう、要望書をもつて参議院法務委員長、同理事、婦人議員らに陳情した。
10月31日	第39回臨時国会は31日閉会、売春防止法改正案は再び継続審議となった。
11月20日	麻薬対策協議会が発足、加盟団体は全国地域婦人団体連絡協議会、日本婦人有権者同盟、日本キリスト教婦人矯風会、主婦連合会、救世軍、全国社会福祉協議会および東京都民生委員連合会婦人部で、事務担当は厚生省薬務局薬務課が行なうこととなった。会長は神近市子氏。
12月18日	東京都定例部議会では「性病予防法の改正に関する意見書」を決議し、総理大臣および厚生大臣あて提出した。
12月20日	売春対策国民協議会、全国婦人相談員連絡協議会、全国婦人保護施設連合会、全国社会福祉協議会は連名で、昭和37年度売春対策関係予算獲得に関する陳情書を、自民党社会部長に面会提出した。
12月21日	全国社会福祉協議会の主催で「緊急予算獲得大会」が開かれ、社会福祉関係者約1,000人が参加、つづいてデモ行進を行なった。一方、予算獲得について大蔵省へ陳情した。

昭和37年(1962年)

2月5日	売春対策審議会は総会を開催、売春対策の諸問題について審議するとともに売春の現状を憂慮して、売春防止法の徹底を図るよう「売春防止法の徹底に関する要望書」を政府に提出した。
4月1日	売春対策国民協議会は、売春対策の見地から、東京オリンピック開催の延期あるいは辞退の措置をとるよう、東京都知事に要望書を提出した。
4月27日	36年6月、第38回通常国会に参議院から議員提出された「売春防止法改正法案」は第40回国会まで継続審議となっていたが、4月27日法務委員会で廃案となることに決った。
5月	日本キリスト教婦人矯風会は、4月25～27日開催の全国大会において、東京オリンピックにそなえて社会浄化運動を強化するよう決議、5月政府に要望書を提出した。
5月21日	売春対策審議会が開かれ、売春対策の諸問題について審議、「売春防止法制定以来6年間の実績と今日の問題点」をとりまとめ政府に提出した。内容は①人身売買、②売春業者の転業、③性病、④ 売春婦対策、⑤麻薬対策の5項目からなっている。
6月1日	大阪市は、更生婦人の援護対策を強化するため「婦人相談協力員」を新設、地域婦人44人を委嘱した。
6月10日	全国婦人保護施設連合会は、5月24日開催された全国婦人保護施設長会議において次の諸点について決議、関係機関へ要望書を提出した。①長期収容施設について ②社会復帰可能にして低賃金のため自立し得ないものに対する対策について ③職業訓練について ④法改正について。
6月13～15日	全国民生児童委員活動推進会議が開催され、とくに売春問題を取りあげた部会がもたれた。
7月11日	麻薬対策推進の会は、衆参婦人議員15人を招き、麻薬禍を一掃するための対策などについて懇談した。
7月17～18日	8大都市府県売春対策所管課長および婦人相談所長会議が開催され、関係当局へ要望と協議を行なった。
8月15日	売春対策国民協議会は代表者4人が大蔵大臣に面会。38年売春対策予算の確保について陳情した。
9月5日	労働省婦人少年局は、36年4月実施した「風紀に関する意識調査」の結果を発表した。
9月10日	売春対策審議会が開催された。
11月2日	売春対策国民協議会は、自民党広報委員長小泉純也氏の「赤線を復活させてはどうか」という意味の発言に対し、久布白会長名で公開質問状を提出した。

11月10日	東京都では「ぐれん隊防止条例」(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例)を制定公布、10日施行された。粗暴行為、不当な客引行為等の禁止が明文化されている条例は全国ではじめてである。
12月20日 1月31日	労働省婦人少年局主唱の「売春防止特別活動」が全国的に実施された。

昭和38年(1963年)

2月7日	婦人国会議員は、映画「温泉芸者」が売春防止法をないがしらしにするものであるとして、大映本社、映倫に抗議し、国会でもとりあげることを決めた。
2月9日	日本キリスト教婦人矯風会では、映画「温泉芸者」は、売春を安易に取扱い、売春防止法の旨点を教え、またろうあ者の人権をじゅうりんするものであるとして、本映画の上映中止と今後の自粛を大映社長に要望した。
2月14日	参議院文教委員会では、法務、社労の各委員長、理事および衆参婦人議員で映画「温泉芸者」の処置について懇談会を開催、映倫の管理委員、審査委員を招いて懇談の結果、映倫では本映画を成人向として指定、大映は4カ月で上映を打切るよう指令した。
2月18日	売春対策審議会が開催され、性病対策、麻薬対策の現状と各省予算の説明および麻薬取締法の一部改正について話し合いがなされた。
2月26日	売春対策国民協議会は来る4月に行なわれる地方選挙に先立ち、自民、社会、民社、共産の4党に対し、「地方選挙の公認候補には2号、3号をもつ人を公認しないよう、心身ともに清潔な人を公認してほしいことを要望し、各党の決意を回答させた。
2月	労働省婦人少年局は「風紀に関する意識調査一(第2次調査)」を実施した。これは集団生活(学校、職場、自衛隊)のなかにある未婚の青年男女が、風紀や売春問題についてどのような考えをもっているかを調査したものである。
3月26日	全国婦人相談員連絡協議会が開かれ、今年度運動目標として①婦人保護予算の獲得 ②ザル法の目をふさぎ、逆行の阻止 ③転落防止対策の強化 ④婦人相談員の身分の確立を決定した。
4月1日	岐阜県では「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を制定し、4月1日公布した。福井県でも同様な条例が公布された。
4月23日	日本キリスト教協議会では総会に際し、売春の事態について協

5月30日	議、売春に関係のある業態の取締り、もぐり売春の規制、純潔教育の推進、不良文化財の追放、社会保障制度の確立について要望書を作成、関係各省に提出した。
6月26～27日	売春対策審議会総会が開かれた。同日、第3小委員会(麻薬関係)も開かれ、麻薬取締りおよび中毒者の対策について協議した。
7月5日	全国社会福祉協議会主催の全国更生事業協議会が開かれ部会では売春問題について話し合いがなされたが、その主なものは①法の改正について ②社会環境の浄化について ③予算の増額について ④職親制度について ⑤相談員の身分確立についてなどであった。
7月17日	第43回国会閉会の前日(5日)、赤松常子、山高しげり、林塩、市川房枝の4婦人議員から、参議院法務委員会に売春防止法一部改正案を提出したが審議未了で廃案となった。
9月20日	売春対策国民協議会は、総理大臣に対し「関係には純潔な人を」の要望書を提出した。
10月10日	売春対策審議会は、19日の総会の決議により「覚醒剤対策に関する要望書を作成、20日総理大臣へ提出した。その要旨は、「最近における麻薬取締りの強化に伴い、麻薬常用者が覚醒剤に移行する傾向が一部にみられるので、禍を未然に防ぐため、覚醒剤に対する罰則の強化、その他これに対する有効適切な対策を検討されたい」となっている。
10月10日	売春対策国民協議会は、衆院解散をま近にひかえ、各政党々首、選挙対策委員長あて「公認候補厳選についての要望」を提出した。
11月28～30日	日本基督教婦人矯風会では、深夜喫茶の取締り強化と、トルコ風呂、ヌードスタジオ等を風俗営業法の対象として取締りができるよう法の改正をのぞむ要望書を、関係官庁に対し、10月10日、12月10日の2回にわたり提出した。
12月14日	全国社会福祉協議会、厚生省等の主催による全国社会福祉大会が開催され、第2専門委員会「婦人福祉対策」のあり方のなかで、風紀環境面からみた婦人福祉対策として売春問題がとりあげられた。
12月16日	労働省婦人少年局は38年2月に実施した「風紀に関する意識調査」(第2次調査)の結果を発表した。
12月20～1月31日	売春対策審議会総会が開催され、今後の売春問題、麻薬覚醒剤対策等について審議された。
	労働省主唱の「売春防止特別活動」が実施された。

2月	東京都民生局では都内全域にわたり、第1回女性転落防止啓発キャンペーンを行なった。これはオリンピックに備え「風紀を正し、女性の転落を防止しよう」とするもので、都内各地で都民を対象とする講演会、懇談会、討論会が開かれた。
2月14日	風俗営業等取締法の一部を改正する法律案審議中の14日、衆参婦人議員懇談会(世話人、紅露みつ、山口シズエ、本島百合子、市川房枝)では新宿、渋谷のトルコ風呂、ボーリング場、ヌードスタジオ、深夜喫茶を視察、25日、懇談会を開き ①深夜喫茶は地方条例にまかせず本法で禁止するよう修正に努力すること ②ヌードスタジオは売春につながるおそれがあり、その営業を禁止すること ③トルコ風呂については公衆浴場法を改正し個室を禁止すること ④ボーリング場は営業時間を規制することの4項目を両院地方行政、社会労働各委員会に申し入れた。
2月18日	婦人団体国会活動連絡委員会(東京キリスト教女子青年会、日本看護協会、日本キリスト教婦人矯風会、日本婦人有権者同盟、婦人国際平和自由連盟日本支部、全国地域婦人団体連絡協議会)でも同趣旨の要望書を参院地方行政委員会に提出した。
2月19日	社会福祉法人博愛社々長小橋カツエ氏は19日死去、氏はキリスト矯風会運動の開拓者として売春防止法の制定にも力をつくした。
3月18日	売春対策審議会総会が開催された。
4月10日	日本基督教婦人矯風会、婦人国際平和自由連盟日本支部、東京YWCA、全国地域婦人団体連絡協議会、日本看護協会、日本有権者同盟の主催による婦選会議が開催され、売春問題をとりあげた分科会では、「オリンピックを前に売春等風紀の取締りについて強力な具体策を講じるよう促進しよう」という申し合わせがなされた。
4月30日	売春対策審議会では総理大臣に対し、東京オリンピックの開催をひかえ、社会環境の浄化、売春防止法の趣旨の徹底、売春防止対策の強化を切望する旨の「売春対策の強化に関する要望」を行なった。
5月1日	風俗営業等取締法の一部を改正する法律が第46回通常国会を通過、この法律により、風紀営業および深夜における飲食店営業につき、年少者に関する禁止行為を定める等の改正が行なわれた。
5月12日	上記風俗営業等取締法一部改正案の参議院通過に際し、トルコ風呂、ヌードスタジオに対する規制についてもすみやかに対策を講ずるよう附帯決議がなされたが、これについて、厚生省は12日各都道府県知事に対し、公衆浴場に関する条例を改正し、トルコ風呂の監視を強めるよう、「公衆浴場における風紀の問

	題について」として次のように通達した。①営業者は、従業員に風紀を乱すおそれのある服装をさせないこと ②営業者は、従業員に風紀を乱すおそれのある行為を行なわないよう指導しなければならないこと ③営業者は、風紀を乱すおそれのある行為が行なわれないよう常に注意しなければならないこと ④営業者は、前各項のほか風紀が乱されることのないよう必要な一般の予防措置を講じなければならないこと。
5月	総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁ならびに全国社会福祉協議会、売春対策国民協議会等の主催による「売春をなくす運動」が、24日の売春防止法制定記念日を中心に全国的に実施された。
6月19日	第46回通常国会で、参議院の赤松常子氏ほか1名が発議者となり、売春防止法の一部を改正する法律案を提出、即日、法務委員会に附記された。26日、審議未了のまま閉会となった。
6月24日	暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律が24日公布され、7月14日から施行された。今回の改正の主要点は、第1条第2項の常習的暴力行為のなかにあらたに傷害の罪を加え、その罰則の整備強化をはかるとともに、第1条の3として独立の条文とした点と、あらたに第1条の2として傷害罪の加重類型として銃砲又は刀剣類を用いる傷害罪を設けたことである。
6月	労働省婦人少年局は東京都内に営業する特殊浴場(トルコ風呂)に働くミストルコの労働条件、職場環境、家庭生活等について、実情を調査した。
7月13日	売春対策審議会総会が開催され、性病対策、覚醒剤対策等について話しあいが行なわれた。
9月17日	売春対策審議会総会が開催され、性病対策、昭和40年度売春対策関係予算の要求について話しあいが行なわれた。
9月22日	衆参婦人議員懇談会では、戸叶里子、本島百合子、山口シズエ、松山千恵子、市川房枝、林塩、赤松常子(代理)の諸氏が、映画「肉体の門」「白日夢」を観覧の後、意見交換を行ない、審査基準について映倫に申し入れを行なった。
11月14日	売春対策審議会総会が開催され、新委員の紹介と会長の互選が行なわれ、会長には菅原通済氏が再選、副会長には田辺繁子氏が選ばれた。
12月11日	売春対策国民協議会は、読売新聞に日本娼婦運動史「ときのこえ」を執筆中の吉屋信子氏を招き、売春問題について話しあいを行なった。
12月16日	売春対策審議会総会が開催され、関係各省から売春対策の現況とその対策について説明がなされた。

昭和40年(1965年)

1月19日	売春対策審議会総会が開催され、売春対策に関する諸問題について審議した。
3月31日	売春対策審議会総会が開催され、売春取締状況、暴力団取締状況、性病対策等について話し合いがなされた。
4月2日	コロニー婦人保護長期収容施設「かにた婦人の村」(施設長深津文雄氏)が、千葉県館山市に落成、開所式が行なわれた。
5月	総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁ならびに全国社会福祉協議会、売春対策国民協議会等の主催による売春をなくす運動が、24日の売春防止法制定記念日を中心に、全国各に実施された。
6月9日	売春対策審議会総会が開催され、売春対策の諸問題について協議された。
6月21日	東京母の会連合会は、警視庁の摘発をうけた映画「黒い雲」について、「直ちに上映を中止してほしい」との請願書を中央青少年問題協議会長、東京都知事、警視總監、映倫管理委員長に提出し、善処方を要望した。
7月23日	永山自治大臣兼国家公安委員長は、鈴木厚生大臣、小平労働大臣と会談、最近各地で起つているトルコ風呂などの児童福祉法、職業安定法違反事件について、両省の連絡を密にして、監督、対策の万全を期するよう要望した。
10月6日	売春対策審議会総会が開催され、性病予防対策について審議した。
10月12日	永年産婦運動に尽力してきた久布白落実氏(売春対策国民協議会々長、日本基督教婦人矯風会々頭)は、婦人参政権確立特別顕彰を受けた。
10月28日	警視庁では、さきにトルコ風呂全国いつせい取締りを行なった結果、20才未満の女子や18才未満の者を使用する風俗営業法違反や児童福祉法違反および売春防止法違反を検挙したが、現行公衆浴場法では営業取り消しなどの処分もできないため取締りの成果があがらないとして、厚生省に同法の改正を要請することを決定した。その内容は、児童福祉法違反などがあつた業者に営業の停止または取り消しができることおよび売春などの前料のあるものや、学校附近や住宅地では営業を許可しないことなどである。
11月15日	日本基督教婦人矯風会は、トルコ風呂、ヌードスタジオなどを風俗営業に指定して、警察の厳重な取締りを行なうことや、深夜興行映画の営業時間規制などをのぞむ要望書を首相、厚相、警察庁長官へ提出した。

11月18日
～19日

売春対策国民協議会主催の売春対策活動家会議が参議院会館で開かれ、全国の婦人相談員、施設関係者の代表のほか、関係団体、労働省、厚生省などが参加した。第1日は松原一彦氏の講演「売春防止法制定10年の検討」が行なわれたあと、売春防止法改正問題の討議や、売春の実情検討を行なつたほか、行政機関に対し、血の通つた行政と、婦人保護事業に前向きな姿勢を要求する申し合わせを採択した。第2日は、社会浄化の対策と工夫、純潔運動推進と純潔教育についての討議と、売春復活論をめぐつての討論会を行なつた。

11月29日

売春対策審議会は、近年、早期頭症梅毒を中心とする性病が全国的に急激にまん延化している実状にかんがみ、売春防止対策の一環として、性病予防法の一部改正について性病特別委員会を設け審議を続けてきたが、29日、総会を開催、「性病予防対策に関する意見書」を総理大臣ならびに厚生大臣あて提出した。その内容は性病患者の届出制度の簡素化とその全額公費負担、接触者調査の徹底、婚姻、妊娠時の健康診断の義務化とその全額公費負担等である。

11月30日

「マスコミと青少年に関する懇談会」(座長大浜信泉氏)は総理府で最終総会を開き、映画、出版、放送、広告、各部会の報告を受け、懇談会としての意見をまとめ、総理府総務長官に提出した。4つの部会に共通する意見は ①低俗マスコミ追放は法による規制を避け、あくまでマスコミ製作、提供者の自主規制で行なう ②一方民間人による優良図書推せん制度の設置、映倫の強化など、良質なマスコミ育成のために環境を整備、改善すること。